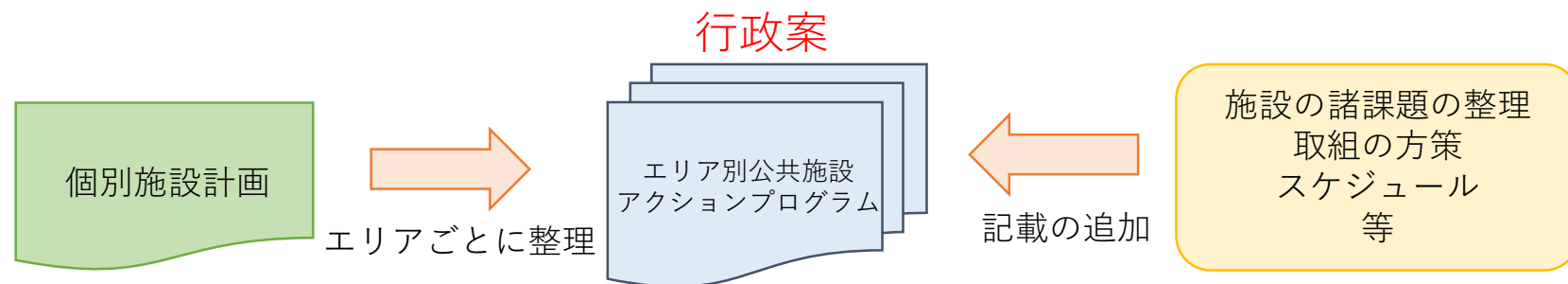


3 エリア別公共施設 アクションプログラムについて

1 目的

エリア別公共施設アクションプログラムは、岩国市公共施設個別施設計画に基づき、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的に作成しました。



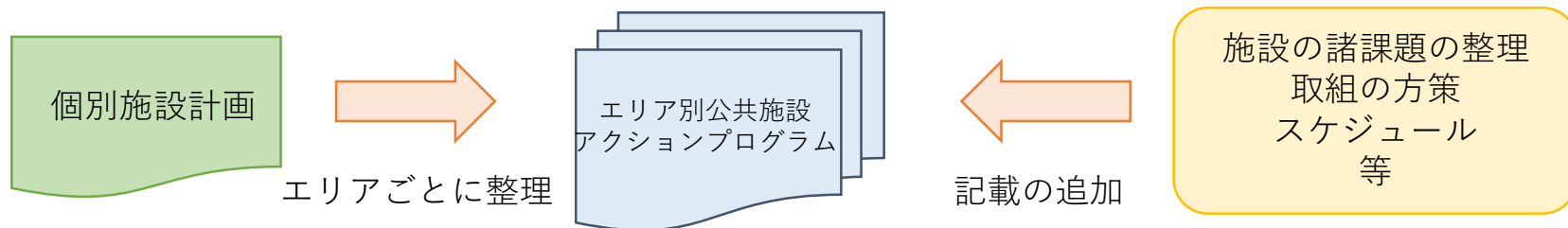
エリア別公共施設アクションプログラムの作成エリア

原則、小学校区を基本単位（エリア）とし、30エリアで作成

地域	エリア		地域	エリア	地域	エリア
岩国（16）	岩国	柱島	由宇（3）	由宇	美和（2）	美和西
	平田	小瀬		由西		美和東
	麻里布	藤河		神東	本郷（1）	本郷
	東	御庄	周東（4）	高森・川上	錦（2）	宇佐川
	装港	杭名（北河内）		周北		錦清流
	川下	河内（南河内）		そお	美川（1）	美川
	愛宕	柱野（師木野）		米川・修成		
	灘・中洋	通津	玖珂（1）	玖珂		

エリア別公共施設アクションプログラムの構成

- 1 目的
- 2 ●●地域△△エリアの概況
- 3 施設別の基本方針と各施設の方向性
- 4 ●●地域△△エリアにおける今後の取組
- 5 再編・再配置の検証
- 6 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理
- 7 施設位置図



1 目的

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

●全てのエリアで共通の記載です。

2 ●●地域△△エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

小学校区	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
△△小	39	5,145	10,367人	1,190人 (11.5%)	5,670人 (54.7%)	3,507人 (33.8%)

●令和5年12月1日現在のエリア内の下記の状況を記載しています。

- ・小学校区（岩国地域は同じ町名でも校区をまたがる場合があるため、エリアを表記）
- ・自治会数
- ・世帯数
- ・人口
- ・年少人口：0歳から14歳まで
- ・生産年齢人口：15歳から64歳まで
- ・高齢者人口：65歳以上

2 ●●地域△△エリアの概況

(2) 施設の設置状況

●●地域△△エリアの公共施設は、37施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	集会所	△△	●●集会所	—	S	1988	180.00	○	洪・高	継続	譲渡,協議	17
2	市民文化系施設	集会所	△△	◇◇集会所	—	W	2004	127.11	○	土・洪	継続	譲渡,協議	17
3	市民文化系施設	集会所	△△	××集会所	—	W	2002	112.62	○	土	継続	譲渡,協議	17
4	市民文化系施設	学習等供用会館	△△	■●供用会館	○	SRC	1983	607.94	○	洪・高	継続	維持(長寿)	38
5	社会教育系施設	公民館	△△	▲▲公民館	○	SRC	1983	1,042.00	○	洪・高	継続	維持(長寿)	68
6	社会教育系施設	図書館	△△	◆◆図書館	○	SRC	1983	493.00	○	洪・高	継続	維持(長寿)	75
7	スポーツ・レクリ	体育館	△△	△△体育館	—	RC	1994	2,524.06	○	高	継続	維持(改修)検討	88

●エリア内の公共施設について、個別施設計画に記載している基本情報や施設の方向性を抜粋し、個別施設計画の掲載ページを記載しています。
 ※個別施設計画策定後の異動（譲渡済・除却済・除却予定）は方向性に反映しています。
 除却＝建物の解体

2 ●●地域△△エリアの概況

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のように活動エリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
■ ■ 地区	■ ■ 供用会館	4	609世帯	1,262人
〇〇地区	〇〇コミュニティセンター	9	1,635世帯	3,405人
××地区	××交流館	4	262世帯	487人

●「地域づくりエリア」は、原則、自治会連合会単位で設定しています。

●「地域づくり拠点施設」は、“地域課題を解決するための活動の拠点施設”として、地域づくりエリア内の施設を設定しています。

※「地域づくり拠点施設」は行政案のため、地域との協議により変更する場合があります。

●地域づくりエリアと地域づくり拠点施設の位置づけ（イメージ）



※エリアと地域づくりエリアが同一のエリアもあります。

3 施設別の基本方針と各施設の方向性

施設分類とエリア内の該当施設

(1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、集会所が 1. ●●集会所、2. ◇◇集会所、3. ××集会所の 3 施設、供用会館が 4. ■■供用会館の 1 施設、普通財産集会所が 33. ▼▼集会所、34. □□集会所、35. ▽▽集会所、36. ◆◆自治会館の 4 施設、合わせて 8 施設を設置しています。

●施設分類（各施設の設置目的ごとに分類したもの）とエリア内に所在する該当の施設を記載しています。

※アクションプログラム内で、施設名の前に記載している数字は、「2－（2）施設の設置状況」の一覧表（スライド35を参照）に記載している番号と同じです。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	集会所	○○	●●集会所	—	S	1988	180.00	○	洪・高	継続	譲渡,協議	17
2	市民文化系施設	集会所	○○	◇◇集会所	—	W	2004	127.11	○	土・洪	継続	譲渡,協議	17

3 施設別の基本方針と各施設の方向性

ア 基本方針

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 39・40 ページと 336・337 ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な場合は、必要に応じて廃止します。

- 「個別施設計画」に記載している基本方針（施設分類ごとの機能、建物、管理運営に対する基本的な考え方）を抜粋しています。

※分類が同じ施設であれば、どのエリアも同じ内容を記載しています。

3 施設別の基本方針と各施設の方向性

イ 個別施設計画での方向性

イ 個別施設計画での方向性

1. ●●集会所、2. ◇◇集会所、3. ××集会所

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として活用されていることから、地域自治会等への譲渡について、施設改修の支援の在り方を含めて協議する。なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

4. ■■供用会館

耐震基準を満たしており、出張所等を併設し、地域づくり拠点施設として位置づけることから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。管理運営について、地域の様々な主体を活用した手法を検討する。

●「個別施設計画」に記載している各施設の説明や今後の方向性を抜粋しています。

3 施設別の基本方針と各施設の方向性

ウ アクションプログラム

ウ アクションプログラム

4. ■■供用会館

■■エリアの地域づくり拠点施設とします。■■出張所との複合施設で、1983 年に新耐震基準で建設し、建築から 40 年経過し、老朽化が進んでいます。高齢者の体操やカラオケ、卓球などに使用され、諸室の稼働率は 3.7%~22.4%で、年間約 7,300 人が使用しています。

地域づくり拠点施設として位置づけることから、保全計画（令和 7 年度に策定予定。以下同じ。）に基づき計画的に改修を行い、継続利用します。

管理運営については、市が直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした活動や管理運営手法について令和 7 年度までに検討します。

●各施設の建築年や利用状況、管理運営状況等の現状を踏まえ検討を行った今後の市の取組内容（行政案）を記載しています。

●「イ 個別施設計画での方向性」を具体化したものです。

※一部、検討の過程の中で方向性の見直しを行った施設があります。

●担当部署は、このアクションプログラムに沿って協議や取組を進めます。

4 ●●地域△△エリアにおける今後の取組

4. ●●地域△△エリアにおける今後の取組

方向性
施設名

(1) 譲渡について協議する施設(10施設)。

ア 集会系施設（8施設）

1. ●●集会所、2. ◇◇集会所、3. ××集会所、10. ▲▲センター、
11. ◎◎センター、33. ▼▼集会所、34. □□集会所、36. ◆◆自治会館

- 今後の取組について、「3-ウ アクションプログラム」に記載した方向性（譲渡・廃止・維持・建て替え・検討）ごとにまとめ、
- ・方向性
 - ・施設名
 - ・対応方針
 - ・「個別施設計画」の計画期間である令和14年度までのスケジュール
 - ・協議先及び担当部署
- を記載しています。

4 ●●地域△△エリアにおける今後の取組

対応方針
スケジュール
協議先・担当部署

【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに関係者と施設改修等の支援の在り方を含め協議します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール 1～36	譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	1. ●●自治会、2. ◇◇自治会、3. ××自治会、10. ▲▲自治会、 11. ◎◎自治会、33. ▼▼自治会、34. □□自治会、36. ◆◆自治会									
担当部署	譲渡の協議、施設の維持管理・・・〇〇〇課 本庁所管部署・・・▲▲▲課									

5 再編・再配置の検証

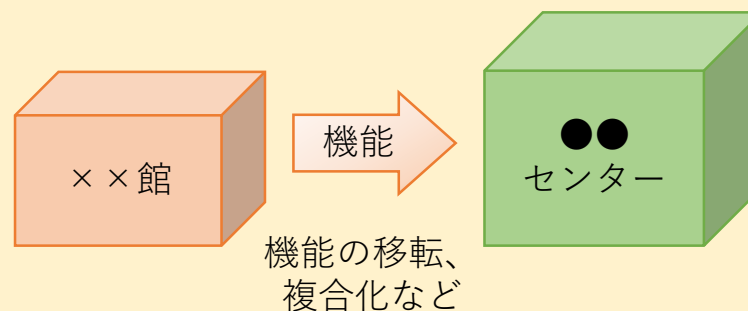
検証対象施設
検証内容

5. 再編・再配置の検証

××館の機能を●●センターに移転が可能か検証します。

●アクションプログラムの中で、再編・再配置を検討する施設について、市が検証を行った内容について記載しています。

- ・ 検証対象施設と検証内容
- ・ 検証対象施設の利用状況
- ・ 検証対象施設の諸室の利用状況
- ・ 移転先施設の利用状況と受入れ可能性
- ・ 検証結果



5 再編・再配置の検証

(1) ××館の機能の移転について可能性の検証

ア 検証対象施設

××館

(7) 施設の利用状況

検証対象施設
の利用状況

内容	使用の諸室	開催数	1回あたりの 利用者数	●●センター機能へ移転する 場合の使用想定 of 諸室
1 階				
林業会議	会議室	1	25	多目的ホール
医療情報健康財団(健康診断)	会議室・和室	2	25	多目的ホール
ストレッチクラブ	会議室	16	5	研修室
スマホ教室	会議室	11	11	研修室
パソコンクラブ	会議室	11	5	研修室
グラウンドゴルフ協会	会議室	1	13	研修室
絵画教室	会議室	12	5	集会室
補聴器相談	会議室	12	6	集会室

5 再編・再配置の検証

検証対象施設
諸室の利用状況

(イ) 諸室の利用状況

部屋の名称	部屋面積 (㎡)	利用定員 (人)	利用回数・稼働率	特記事項
1階				
会議室	57.77	40	220 回・20.4%	
調理室	26.33	20	11 回・1%	
和室	46.64	30	24 回・2.2%	
倉庫	56.18	—	—	
事務室	56.18	—	—	
2階				
講堂	159	110	230 回・21.4%	
事務室	111	—	—	

5 再編・再配置の検証

●●センター

(7) 施設の利用状況 (R4)

移転先施設の
利用状況と
受入れの可能性

部屋の名称	部屋面積 ・定員	利用回数 ・稼働率	××館の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
1階				
多目的ホール	613 m ² ・500 人	251 回・27.1%	○	
集会室	46 m ² ・20 人	74 回・8%	○	
研修室	74 m ² ・40 人	101 回・10.9%	○	
管理人室	27 m ²	—	—	
2階				
教養娯楽室(和室)	61 m ² ・40 人	16 回・1.7%	△	貸館としての活用は可能。 ただし、○○機能の移転は占有スペースが確保できないため不可能。
農事研修室	74 m ² ・50 人	61 回・6.6%	△	

5 再編・再配置の検証



イ ××館の機能を●●センター等に移転することについての検証結果

○××館の機能を、●●センターに移転することの可能性を検証します。

- ・××館は、市民の自主的なサークル活動や各種団体の会議等で使用され、会議室（約 60 m²・定員 40 人）では年間 220 回程度、講堂（約 160 m²・定員 110 人）は年間 230 回程度となっています。このほか、和室（約 50 m²・定員 30 人）が年間 24 回、調理室（約 30 m²・定員 20 人）が年間 11 回となっています。
- ・一方、●●センターの利用状況は、多目的ホール（約 600 m²・定員 500 人）の利用は年間約 250 回（稼働率 27%）、集会室（約 50 m²・定員 20 人）の利用は年間約 70 回（稼働率 8%）、研修室（約 70 m²・定員 40 人）の利用は年間約 100 回（稼働率 11%）となっています。
- ・以上のことから、日程や時間等の調整は必要となりますが、諸室の規模、定員の面から、××館の機能を●●センターに移転することは可能であり、キャパシティの面では機能移転は可能と考えられます。

※検証対象施設（移転元・移転先）を利用して行っている事務や事業等の利用状況や諸室の状況等を踏まえ、他の要因も考慮しながら移転、複合化、集約化等の可能性について記載しています。

6 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設、産業系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、次のとおり定めます。

ア 集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市

●アクションプログラムを推進するための課題の整理として、

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

(2) 保全計画等の策定

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

(4) 指定管理者制度の適切な運用

(5) その他エリア内の施設の抱える課題への対応等

についてエリア内に該当する施設がある場合に記載しています。

※定型的な記述となっています。

7 施設位置図



●エリア内の施設配置図を掲載しています。

※消防団車庫や水防倉庫、市民の方の利用が無い車庫、書庫、倉庫等の施設は省略しています。

まとめ

- 岩国市公共施設個別施設計画やエリア別公共施設アクションプログラムの内容は、決定事項ではなく、現時点での方向性を示したものの（行政案）です。
- 公共施設の在り方は、社会情勢などにより今後も変化するため、必要に応じ、適宜見直しを図ります。
- 実際に個別施設の取組を進めるに当たっては、施設所管課から地域や利用者の方への説明を行い、御意見を伺いながら協議を進めてまいりますので、御理解・御協力をよろしくお願いします。